

## 第3章

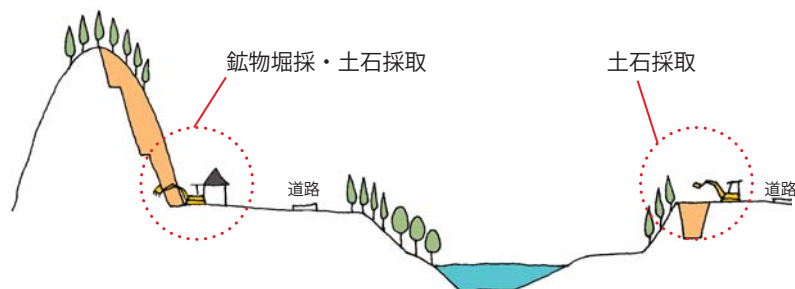
# 制限行為の許可

## 第3章 制限行為の許可

### 1. 対象となる行為 (条例第13条、第14条、第16条) (施行規則 第14条～第21条)

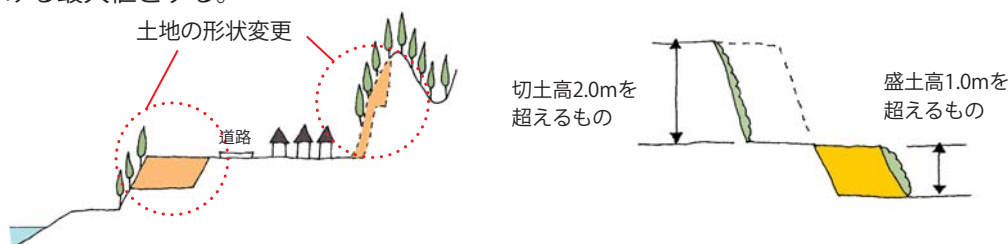
#### (1) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

鉱物を掘採し、又は土石を採取し、行為地の外に持ち出す行為とする。ただし、地質調査に係る行為又は、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する行為を含まないものとする。



#### (2) 盛土又は切土により規則で定める高さを超える土地の形状を変更すること

規則で定める高さは、盛土にあつては1.0m、切土にあつては2.0mとし、このときの高さは、行為地内における最大値とする。



#### (3) 建築物その他規則で定める工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去をすること

##### ア 建築物とは

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物で、次のように定義される。

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

##### 建築物の事例



集合住宅



店舗



倉庫

※建築物のうち、存続期間が1年を超えないものは、仮設として除外する。

##### イ その他規則で定める工作物とは

###### a) 「周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物」

- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- ・危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表に掲げる危険物）の貯蔵又は処理に係るもの
- ・ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設その他これらに類するもの

b) 「大規模な工作物」

- ・ ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他これらに類するもの
- ・ 霊園又は墓地（高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年高知県条例第12号）第7条ただし書に規定する個人墓地を除く。）
- ・ 風力発電施設その他これに類するもの

c) 「その他の工作物」

- ・ 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの
- ・ 屋外照明（屋外にあって、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。）その他これに類するもの
- ・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・ 自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの
- ・ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・ 太陽光発電施設その他これに類するもの

工作物の事例



ゴミ処理施設



危険物の貯蔵施設

※工作物のうち、存続期間が1年を超えないものは、仮設として除外する。

■ その他規則で定める工作物の選定（参考とした他法令）

都市計画法		建築基準法 第88条に規定される準用工作物と 指定工作物（建築確認申請を要するもの）		四万十川条例		
第一種特定 工作物： 周辺の地域 の環境の悪 化をもたら すおそれ がある工作物	コンクリートプラント	準用 工作物	煙突	h> 6m	周辺環境 の悪化を もたらす おそれ のある工作 物	コンクリートプラント、ア スファルトプラント、クラッ シャープラントその他これら に類するもの
	アスファルトプラント		R C造の柱、鉄柱、木柱その他これら に類するもの（旗ざお並びに架空電線路用 並びに電気事業者及び卸供給事業者の保安通 信設備用のものを除く。）	h>15m		危険物の貯蔵又は処理に係る もの
	クラッシャープラント （コンクリート又はアスファ ルト・コンクリートの粉砕施 設を含む。）		広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その 他これらに類するもの	h> 4m		ごみ処理施設、し尿処理施設、 汚水処理施設、 <b>廃棄物処理施 設</b> その他これらに類するもの
	危険物の貯蔵または処理に 供する工作物		高架水槽、サイロ、物見塔その他これ らに類するもの	h> 8m		大規模 工作物
第二種特定 工作物： 大規模な工 作物	ゴルフコース	擁壁	h> 2m	霊園又は墓地		
1 ha以上の運動・レジャ ー施設（野球場、庭球場、 陸上競技場、遊園地、動物 園、その他）	1 ha以上の墓園	指定 工作物	乗用エレベーター又はエスカレーター で観光のためのもの（一般交通の用に 供するものを除く。）		その他の 工作物	風力発電施設その他これに類 するもの
			ウォーターシュート、コースターその 他これらに類する高架の遊戯施設			電波塔、電線路等の支持物そ の他これらに類するもの
		指定 工作物	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、 飛行塔その他これらに類する回転運動 をする遊戯施設で原動機を使用するも の		適用地域の 指定有り	屋外照明その他これに類する もの
			原動機を使用するコンクリート、岩石等を 粉砕する事業を営む工場、原動機（出力> 2.5kW）を使用するレディミクストコンク リートの製造又はセメントの袋詰め、アス ファルト等を原料とする製造工場			鉄筋コンクリート造の柱、鉄 柱、木柱その他これらに類す るもの
			自動車車庫の用に供する工作物			自動車の駐車のために供する立 体的な施設その他これに類す るもの
			高さ 8 m を超えるサイロその他これに 類する工作物のうち飼料、肥料、セメ ントその他これらに類するものを貯蔵 するもの			煙突、高架水槽、サイロ、物 見塔その他これらに類するも の
			昇降機・遊戯施設等			太陽光発電施設その他これに 類するもの
			汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理 施設の用途に供する工作物			

■青字は、他法令を参考として許可の対象とした工作物

■赤字は、四万十川条例において独自に景観の保全の観点から許可の対象とした工作物

■ 新築、増築、改築、移転とは？

新築………更地に新たに建築物をつくること。

増築………敷地内の既存の建築物を建造する場合、棟続きの場合と別棟扱いとする場合がある。

改築………従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。

使用材料の新旧は問わない。また、従前のものと著しく異なるときは新築又は増築となる。

移転………同一敷地内（地番等とは関連しない）において建築物の位置を移動すること。（住宅と農業用の専用倉庫等は、別の敷地扱いとなる）

別敷地へ移動する場合は、新築又は増築扱いとなる。

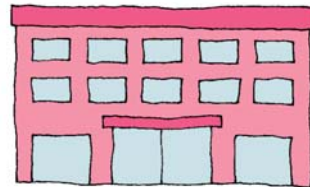
	新築	増築	増築	移転	増築・新築
旧	50 更地 (建築物のない敷地)	50 既存	50 既存	50 既存	50 51 52 既存 既存 既存 更地
新	50 新築	50 既存のまま 増築	50 既存のまま 新築	50 移転	50 51 52 既存のまま 移転 移転 新築

建築申請memo 2016 建築申請実務研究会 編 より抜粋

(4) 建築物の外観の模様替えで規則で定めるものをする事

建築物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であって、屋根、外壁その他建築物に付随するものの素材を変更する行為とする。

自然景観に配慮されていない外観の模様替え



(5) 建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更で規則で定めるものをする事

建築物又は工作物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であって、素材は変更せずに色彩を変更する行為とする。その他規則で定める工作物は、P22の「(3) のイ」を参照。

※許可の基準に係る技術的細目を明らかに満たしている行為は除外する。

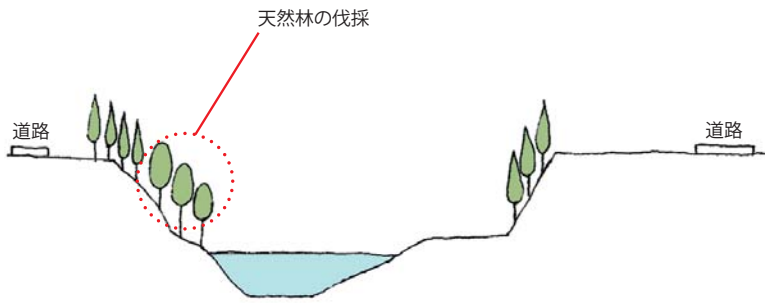
自然景観に配慮されていない色彩の変更



(6) 天然林を伐採すること（保安林における施業上のものを除く。）

天然林は、針葉樹林（スギ及びヒノキにより構成されている林に限る。）及び竹林を除いたものとする。

※天然林とは、主として自然の力によって成り立った森林をいう。



水辺の天然林を伐採した事例



(7) 針葉樹（スギ及びヒノキに限る。）を植樹すること（保安林における施業上のものを除く。）

※新たに針葉樹を植樹する行為が該当する。

(8) 看板、広告板その他これらに類する物で、規則で定めるものを設置すること。

ア 看板、広告板

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものとする。

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

イ その他これらに類する物で、規則に定めるもの  
自動販売機とする。

看板・広告板



自動販売機

※除外されるもの

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの（例：他の法令の規定により表示するもの、公職選挙法に基づく選挙運動のために表示するものなど）は、四万十川条例においても適用除外とする。

ただし、自家用広告物等（自動販売機を除く。）及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件は、その縦及び横の長さがそれぞれ4m以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が4m<sup>2</sup>以下のものとする。

(9) 屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること。

ア 土石

イ 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物。

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。





ウ 規則で定める物品

(再生資源及び再生部品)

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品とする。

この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。



※集積又は貯蔵の存続期間が90日を超えないものは除外する。

2. 適用されない行為

条例第13条、第14条に規定する適用されない行為		施行規則第24条～第27条、第29条	
(1) 市街地その他の規則で定める地域における行為		都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。（四万十市）	
(2) 次に掲げる行為			
1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの	ア 通常の管理行為	機能維持のために日常的、又は定期的に行う管理行為	
	イ 軽易な行為	別に定める許可を要する規模及び日数を下回る行為	
	ウ その他の行為	自家用のために木竹を伐採する行為並びに宅地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為	
2) 住民が行う自己の居住の用に供する住宅の建築等（附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等で規則で定めるものを除く。）及び住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為で規則で定めるもの	ア 自己の居住の用に供する住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の居住の用にのみ供する住宅</li> <li>店舗、事業所その他これらに類する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満かつ100㎡未満のもの</li> </ul>	
	イ 農業を営む行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途を変更しない農地の改変</li> <li>農道を整備する行為</li> <li>支障木を伐採する行為</li> <li>桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為</li> </ul>	
	ウ 林業を営む行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための作業道を整備する行為</li> <li>スギ、ヒノキの人工林を間伐、保育、主伐するために附帯して行う行為</li> <li>天然林のうち、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為</li> </ul>	
	エ 漁業を営む行為	支障木を伐採する行為	
3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為			
4) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により知事が特に必要と認める行為		※四万十川の清流を保全するための学術研究の行為 ※鉄道、軌道の交通の安全を確保するために必要な施設を設置する行為 ※道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する行為など	
5) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、港湾法（昭和25年法律第218号）及び河川法の規定による免許、許可、承認等の対象となる行為		※河川敷地から転石や砂利を採取する行為など	
(3) 国、県、流域市町又は地方公共団体の組合（流域市町が加入しているものに限る。）が行う行為			
(4) 既に着手している行為			

(1) 市街地その他の規則で定める地域で行う行為

規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域で行う行為。(四万十市)

四万十市の用途地域



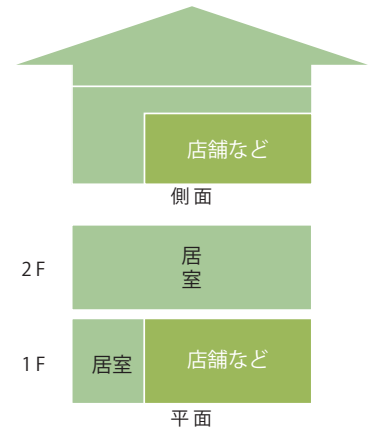
(2) -1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの。

- ア 機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為。
- イ 軽易な行為で、別に定める規模の基準 (P29参照) 及び日数を下回る行為 (P22~23、26参照)。
- ウ 自己の用に供するため木竹を伐採する行為並びに自己の居住の用に供する住宅の敷地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為。

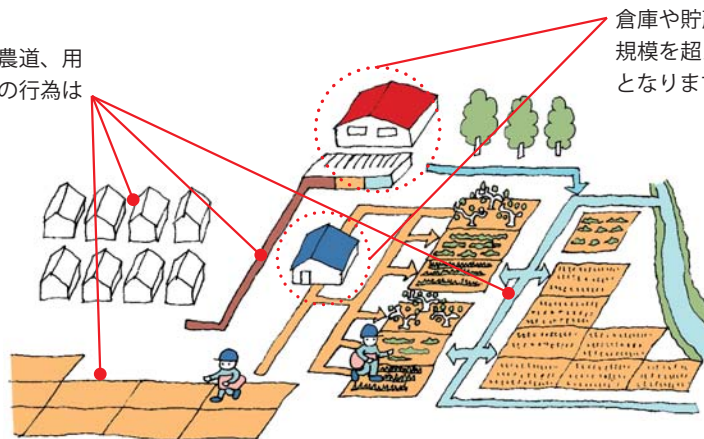
(2) -2) 住民が行う自己の居住の用に供する住宅の建築等 (附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等で規則で定めるものを除く。) 及び住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為で規則で定めるもの

- ア 自己の居住の用に供する住宅
  - ・ 自己の居住の用のみに供する建築物
  - ・ 自己の居住の用に供する部分及び事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分を併せ持つ建築物であって、事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満で、かつ、100㎡未満のもの。
- イ 住民が農業を営むために行う行為
  - ・ 用途を変更せずに農地を改変する行為
  - ・ 農道を整備する行為
  - ・ 支障木を伐採する行為
  - ・ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為

住宅と店舗等を兼ねるイメージ



せまち直し、ビニールハウス農道、用排水路などの農業を営むための行為は許可を必要としません。



倉庫や貯蔵施設などの建築物で一定の規模を超えるものは、許可申請が必要となります。

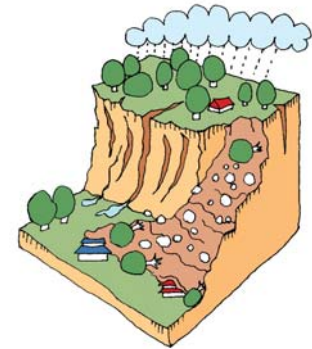
作業道のイメージ



- ウ 住民が林業を営むために行う行為
  - ・木材の搬出及び林業経営に必要な資材の運搬のための作業道を整備する行為
  - ・スギ又はヒノキの人工林を間伐し、保育し、又は主伐するために附帯して行う行為
  - ・天然林において、椎茸原木（クヌギ、コナラなど）又は薪炭林（シイ、カシなど）を伐採する行為

- エ 住民が漁業を営むために行う行為
  - ・支障物を伐採する行為

- (2) -3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為  
災害時や、復旧のために一時的に行う行為  
※災害時の土砂を取り除いたり仮置きする行為は許可を必要としない。



学術研究のための流量観測施設の設置例

- (2) -4) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により知事が特に必要と認める行為  
四万十川の清流を保全するための学術研究など、知事が特に必要と認める行為は、許可を必要としない。
  - ・四万十川の清流を保全するための学術研究の行為
  - ・鉄道、軌道の交通の安全を確保するために必要な施設を設置する行為
  - ・道路に送水管、ガス管、電線等を埋設する行為など



- (2) -5) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、港湾法（昭和25年法律第218号）及び河川法（昭和39年法律第167号）の規定による免許、許可、承認等の対象となる行為  
河川敷地から転石や砂利を採取する行為などは、河川法などの規定による許可の対象となり、四万十川条例に基づく許可は必要としない。

環境に配慮した公共事業の事例



- (3) 国、県、流域市町又は地方公共団体の組合（流域市町が加入しているものに限る。）が行う行為  
国、県、流域市町又は流域市町が加入している組合が行う行為は、当該許可基準は適用されず、高知県四万十流域環境配慮指針に沿って生態系及び景観に配慮した工事を行う。  
※公共工事における民民の契約のもとに行われる任意仮設行為（現場事務所、資材置場、土取り場、残土置場など）については、公共工事として取扱い、当該許可基準は適用されないが、民間の見本となる必要性から、本基準内容に沿った生態系及び景観の保全を行う。



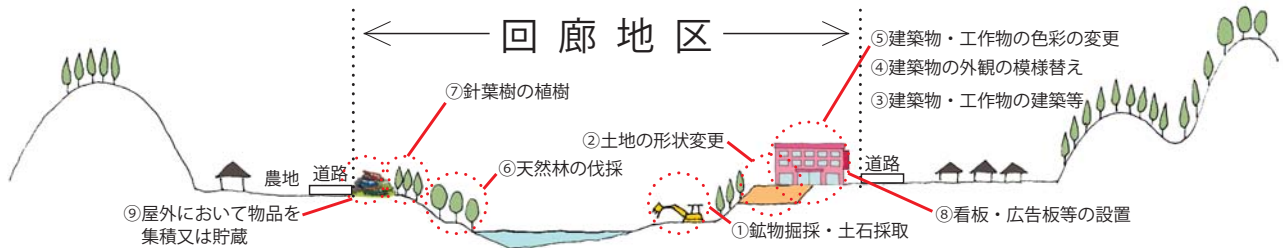
- (4) 既に着手している行為  
区域を拡張する場合は、拡張した区域の規模が、別に定める基準（P29参照）に満たないものとする。



### 3. 知事の許可を必要とする行為の規模

#### ■ 回廊地区

清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）は、四万十川の財産価値を決定する最も重要な地区として、自然はそのまま残し、改変場所はできる限り自然を復元することを目指します。



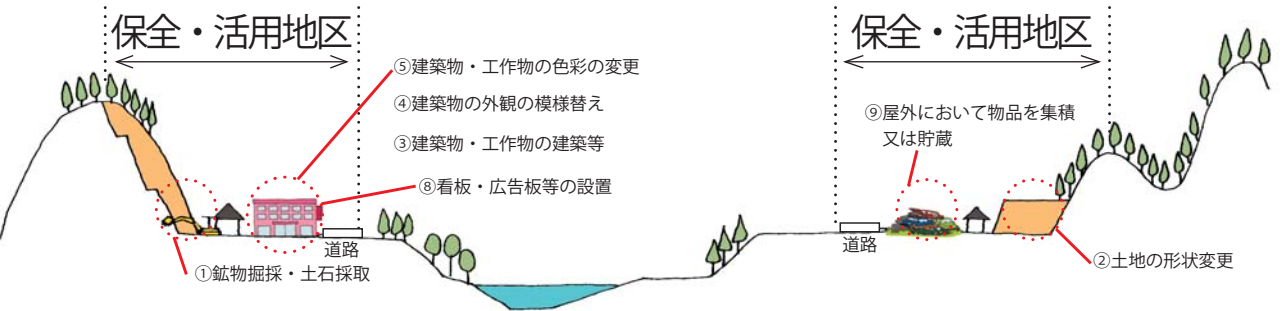
行為	① 鉱物掘採・土石採取		② 土地の形状変更		③ 建築物・工作物の建築等		④ 建築物の外観の模様替え	⑤ 建築物・工作物の色彩の変更	⑥ 天然林の伐採	⑦ 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹	⑧ 看板・広告板等の設置	⑨ 屋外において物品を集積又は貯蔵	
	建築物	工作物											
適用されない行為	日常的、定期的に行う管理行為など (P26～P28参照)							規則に定める技術的細目を明らかに満たしているもの。	日常的、定期的に行う管理行為など (P26～P28参照)				
許可を必要とする規模	10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	100㎡以上高さは盛土は1.0m切土は2.0mを超えるもの	建築面積100㎡以上又は高さ10mを超えるもの	築造面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの	行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの			100㎡以上	100㎡以上	区域指定	10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	
許可の基準	※行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること							—	—	※行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること			
別に定める生態系と景観に配慮した許可基準 (P31～87) を満たすこと													

※申請地以外では、目的を達成することができないと認められるものに限る。

四万十川の景観を眺望する観光施設の建築行為等を想定し、行為地（回廊地区内）が最適地であり、流域の振興に資するものであると判断される場合は、別に定める生態系と景観への配慮を規定した許可の基準を満足すれば許可することが出来る旨を規定したものである。

#### ■ 保全・活用地区

景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）は、回廊地区と一体となって、流域の価値を決定する地区として、景観の保全と森林・農地などの活用と調和を図って行くことを目指します。



行為	① 鉱物掘採・土石採取		② 土地の形状変更		③ 建築物・工作物の建築等		④ 建築物の外観の模様替え	⑤ 建築物・工作物の色彩の変更	⑥ 天然林の伐採	⑦ 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹	⑧ 看板・広告板等の設置	⑨ 屋外において物品を集積又は貯蔵
	建築物	工作物										
適用されない行為	日常的、定期的に行う管理行為など (P26～P28参照)							規則に定める技術的細目を明らかに満たしているもの。	日常的、定期的に行う管理行為など (P26～P28参照)			
許可を必要とする規模	1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの	1,000㎡以上高さは盛土は1.0m切土は2.0mを超えるもの	建築面積100㎡以上又は高さ10mを超えるもの	築造面積1,000㎡以上又は高さ5.0mを超えるもの	行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの	行為に係る部分の面積の合計が10㎡以上のもの					区域指定	1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの
許可の基準	別に定める生態系と景観に配慮した許可基準 (P31～87) を満たすこと										別に定める生態系と景観に配慮した許可基準 (P31～87) を満たすこと	

※行為区域が重点地域に接したり一部入っている場合は、重点地域内の行為面積が上表の許可を要する規模に該当する場合のみ許可申請を行うものとする。許可申請時には、重点地域外の行為についても、許可基準の趣旨に沿って、生態系と景観に配慮するよう要請を行う。